

「大阪維新の会」による「国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する 条例案」の府議会提出に強く抗議し、撤回を要求します（談話）

2011年5月26日

日本高等学校教職員組合（日高教）

書記長 藤田 新一

大阪府の橋下徹知事が代表をつとめる「大阪維新の会」府議団は5月25日、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（案）」（以下「条例案」）を開会中の5月府議会に提出しました。日高教は、憲法違反の「条例案」提出に強く抗議し、その撤回を要求します。

この「条例案」では、府立学校等の府の施設における国旗の掲揚を定めるとともに、府内の公立諸学校の行事で「君が代」斉唱時に起立を義務づけています。「条例案」には罰則規定はありませんが、橋下知事は「9月議会で違反者を免職にする条例をつくる」と公言しています。教職員への管理統制の強化、学校教育への介入を公然とすすめる以外のなにもものでもありません。そして、憲法に保障された個人の思想及び良心の自由を府の条例で侵害するという、憲法に違反するきわめて不当なものです。

そもそも、1999年の「国旗・国歌法」制定においても、法律で定められたのは、「国旗は日章旗とする。国歌は君が代とする」にすぎません。国会答弁でも「国民への義務づけや強制はしない」という確認がなされ、現在に至っています。「日の丸」は侵略戦争をすすめるために利用された歴史があり、「君が代」は歌詞の内容が国民主権と矛盾するということから、国民の間でも「強制」や「義務づけ」はなじまないというのが多数の意見です。

こうしたことから、都道府県・市町村の条例で「君が代」斉唱の際に起立を義務づけることはありません。また学習指導要領でも、「君が代」斉唱の方法は記されておらず、各学校の判断にまかされています。今回の「条例案」は、「国旗・国歌法」制定時の国会答弁や学習指導要領をも逸脱するものです。「条例案」は、個人の尊重や思想及び良心の自由など基本的人権の尊重を定めた日本国憲法に明確に違反するものであり、府議会の多数で強行することは断じて許されません。

すべての公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」（憲法第99条）を負っています。知事の立場にある橋下氏も当然負っています。公務員は憲法を遵守する「誓約書」に署名し、「不当な支配」に服することなく、全体の奉仕者として、父母・国民に直接責任を負って、誠実かつ公正に職務を執行することが第一義的な義務です。

とくに教育公務員である教職員に対して、こうした命令や脅しを持ち込むことは重大な問題です。「日の丸」「君が代」の強制や起立の義務づけを命じることは、教職員と子どもの人間的なふれあいを大切にする教育活動を破壊するものです。真実を学ぶことを通して人間形成をはかる教育の営みにとって自殺行為に他なりません。

このような憲法違反の「条例案」提出をうけて、府民や教育関係者、大阪弁護士会会長の反対声明など、撤回を求める世論が急速にひろがっています。

日高教は、憲法違反の「条例案」の実態を全国の教職員・保護者、生徒に伝え、「日の丸」「君が代」の押しつけという暴挙を許さないために、全力をあげてたたかう決意を表明します。

以 上